

全国健康関係主管課長会議

健康局 総務課

原子爆弾被爆者援護対策室

今回の原爆症認定制度見直しに関する経緯

平成22年	12月9日 「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」開始
平成25年	12月4日 「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」報告書とりまとめ 12月10日 「自民党 原子爆弾被爆者救済を進める議員連盟決議」 (非がん疾病について、2km以内とする等の提言) 12月16日 「新しい審査の方針」を改定(原子爆弾被爆者医療分科会) (非がん疾病に関して、基準を明確化し距離を明示するとともに、認定範囲を拡大等)

新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み

I 放射線起因性の判断

1 積極的に認定する範囲

- ① 悪性腫瘍(固形がんなど)
- ② 白血病
- ③ 副甲状腺機能亢進症

- ① 心筋梗塞
- ② 甲状腺機能低下症
- ③ 慢性肝炎・肝硬変

放射線白内障
(加齢性白内障を除く)

ア 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
イ 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
ウ 原爆投下より約100時間経過後から約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者
※ア、イ、ウの場合は、原則的に認定

ア 被爆地点が爆心地より約2.0km以内である者
イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約1.0km以内に入市した者

被爆地点が爆心地より約1.5km以内である者

該当しない場合

2 総合的に判断

「積極的に認定する範囲」に該当する場合以外の場合

起因性を総合的に判断
申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案

II 要医療性の判断

「現に医療を要する状態」に該当するかどうかを、当該疾病等の状況に基づき、個別に判断

認定

(施行規則第二十九条関係)様式十号の改正案

様式第十号 (第二十九条関係)

診断書 (医療特別手当用)

氏名、生年月日及び居住地	明治・大正・昭和 年 月 日 男・女	郵便番号	-
認定疾病の名称(※1)			
認定疾病に関する現症及び検査所見	①認定疾病に係る通院状況 (※2) ア. 定期的に通院し現在治療中 (治療内容を下欄に記載) イ. 定期的に通院し経過観察中 ウ. 定期的な通院は行っていない ②認定疾病の治療によって生じた疾病【後遺症等】の有無 ア. 有 (疾病名) イ. 無 認定疾病に対して過去に行なった主な治療 (手術等) (実施時期) (手術等) 現在行っている治療の内容 (上記①でアに○を付けた場合に記入) (認定疾病に対するもの) (認定疾病の治療によって生じた疾病に対するもの: 上記②アの疾病について記入)		
認定疾病以外に関する特記事項	以上のとおり、診断します。 平成 年 月 日 医療機関の名称 所在地 医師氏名 印		

記入上の注意等

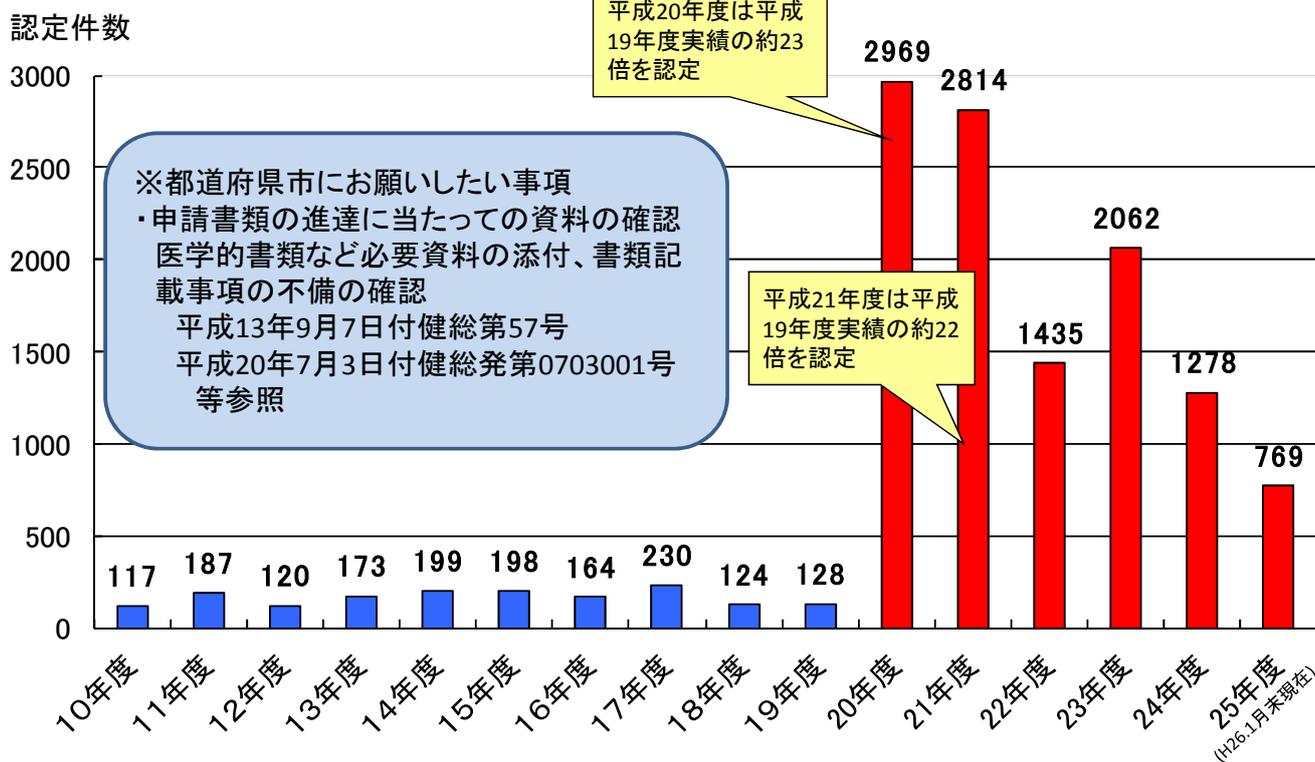
(※1) 原子爆弾被害者に対する賠償に関する法律第11条第1項又は第24条第2項の規定に係る負傷又は疾病(本診断書では「認定疾病」とします。)の名称を記入してください。

(※2) 定期的な通院には、本診断書の記載のための差診を含みます。

(日本工業規格 A 列 4 番)

原爆症の認定件数

・平成20年4月以降、26年1月までで、合計11,327件を認定



原爆諸手当一覧

平成26年度の支給単価については、平成25年平均の全国消費者物価指数に伴い、特例水準の段階的な解消(平成26年4月以降は▲0.7%)とあわせて、0.3%の引下げとなります。(平成26年4月から支給額を改定する予定。)

手当の種類	平成26年度支給単価		支給要件	
医療特別手当	月額	135,130 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	
特別手当	月額	49,900 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	
原子爆弾小頭症手当	月額	46,510 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	
健康管理手当	月額	33,230 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	
保健手当	月額	16,670 円	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人 身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	
	月額	33,230 円		
介護手当	月額	重度	104,290 円以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度:身障手帳1級及び2級の一部程度、中度:身障手帳2級の一部及び3級程度)
		中度	69,520 円以内	
家族介護手当	月額	21,210 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)	
葬祭料		206,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	

在外被爆者への保健医療助成事業(医療費助成)の見直しについて(概要)

- 1 平成26年度以降、領収書等による簡便な手続きで支給を受けられる医療費の上限額を年間30万円に引き上げる(現行は年間約18万円)。
- 2 上限額を超える自己負担が発生している場合は、医療の内容等に関する資料を提出して頂いた上で、医療に要した額(注1)から、在住国の保険給付等の額を控除した額(当該額が国内の被爆者が海外で医療を受けた場合に給付される額を超える場合には当該給付される額)を支給する。
(注1:「日本の診療報酬により算定した額」か「現に要した額」の、いずれか低い額)
具体的には、以下の通りである。
 - (1)原爆症認定疾病の場合
医療に要した額から、在住国の保険給付等の額を控除した額
 - (2)原爆症認定疾病以外の場合
医療に要した額から、在住国の保険給付等の額を控除した額
(当該額が医療に要した額の20%(注2)に相当する額を超える場合は、当該20%に相当する額) (注2:日本の公的医療保険の実効負担率を勘案して設定)

【平成26年度予算案:約7億円】
- 3 なお、事業を開始した平成16年度以降、これまでの間に、本事業により助成を受けた者であって、医療費助成の上限額のために支給額が制限されたものについては、2の方法により、追加的に助成を行うものとする。 **【平成25年度補正予算案:約14億円】**

[参考]実施は引き続き広島・長崎両県市を通じて実施する予定